

！離島地域で初めてのくるみん認定！  
くるみん認定書授与式を実施しました！  
（基準適合一般事業主認定）

## 社会福祉法人新上五島町社会福祉協議会

（所在地：南松浦郡新上五島町 業種：社会福祉事業）

長崎労働局（局長 小鹿昌也）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成26年8月22日に「社会福祉法人新上五島町社会福祉協議会」（会長 森藤 敏幸）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



社会福祉法人新上五島町社会福祉協議会  
会長 森藤 敏幸 様

小鹿長崎労働局長

## 社会福祉法人新上五島町社会福祉協議会の取組の概要

### 認定企業（社会福祉法人新上五島町社会福祉協議会）の概要

所在地 南松浦郡新上五島町  
労働者数 163人（男性33人、女性130人）  
事業内容 社会福祉事業

### 行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日）

- 1 職員が「子どもの看護のための休暇」について、時間単位で取得できる制度を導入する。
- 2 育・介法に基づく育児・介護休業規程を作成し、職員に配布し周知する。
- 3 年次有給休暇の取得促進の啓発を図る。

### 企業からの一言

#### 行動計画策定に当たって工夫した点

旧5か町合併により、本所・5支所において地域福祉・介護保険事業等を展開していますが、それぞれに意識等の違いがみられました。行動計画を作成するにあたって、管理職等の意識の統一を図り、全職員が情報の共有をできるよう、事業所への掲示・規程の配布等を行いました。

#### 行動計画策定・実施の効果

行動計画期間中に、2名の女性職員が育児休業を取得し、1名の男性職員が子の看護休暇を取得しました。

年次有給休暇も年々取得率が上昇し、特に自分のため（リフレッシュ等）の取得が増加しています。

今後も全職員への制度の周知を図っていきたいと思います。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の声

子どもの急な発熱で病院受診する際、共働きのため妻が行くことができず、自分が急遽事務所へ連絡し、子の看護休暇を半日取得し受診することができました。

急な休暇取得でしたが、上司からも快く承諾していただき、半日だけの取得でしたが、子どもも落ち着き、また、午後からの仕事も通常通りできました。

\* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

\* 次世代法に基づく「基準適合一般事業主認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html>

\* ~~くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。~~

~~<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000043199.pdf>~~

\* 改正次世代法のポイントについては、こちらをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/kurumin/dl/kurumin\\_leaflet.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/dl/kurumin_leaflet.pdf)

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、  
長崎労働局雇用均等室 電話095(801)0050

